

福岡市保健福祉審議会地域保健福祉専門分科会(令和2年度第1回) 議事録

1 開催日時等

日時 令和2年8月28日(金) 14時00分～16時00分

場所 T K P ガーデンシティPREMIUM天神スカイホール メインホールA

会議次第

I 開会

II 委員紹介

III 議事

(1) 次期保健福祉総合計画(各論 地域分野)素案について

IV 閉会

2 議事録

I 開会

福岡市保健福祉審議会地域保健福祉専門分科会の開催にあたり、本分科会委員19名のうち開会時点において17名が出席し過半数に達しているため、福岡市保健福祉審議会条例第7条第9項の規定により、本日の会議は成立することを報告。

また、福岡市情報公開条例に基づき、本分科会は原則公開となっている旨を報告。

II 委員紹介

委員のうち、交代となった2名について事務局より紹介。

III 議事

(1) 次期保健福祉総合計画(各論 地域分野)の素案について

【分科会長】

議事に入る前に、次期福岡市保健福祉総合計画策定等に係るスケジュール(見直し後)について、事務局からご説明いただきたい。

【事務局】

(資料1により説明)

【分科会長】 何か質問はあるか。

【委員】 コロナ対応で審議を延期したこの間に、かなり大きな変化が起こっている。一つは、社会福祉法の改正。これからの進め方、共生社会づくりということに向けての新しい取組みが求められるような状況で、来年の4月からそれが施行されるというような話も聞いている。

そのようなことを考えると、コロナ対応など新しい福祉のあり方に向けての取組みというのは、やはり総論の中で再検討をしておかなくていいものか。既に、総論については取りまとめが終わったと認識しているが、いかがか。

【事務局】 総論については、各論を取りまとめた後で、総論まで含めて一旦全体でまた話し合う機会を設けたい。その中で社会情勢の変化等についての状況は織り込んだ上で、総論について審議いただきたいと考えている。

【分科会長】

議事、次期保健福祉総合計画（各論 地域分野）の素案について、事務局からご説明いただきたい。

【事務局】

(資料2、3により説明)

【分科会長】 ありがとうございます。

次期福岡市保健福祉総合計画（各論 地域分野）の素案についてご説明いただいたが、ここから資料2及び資料3について、審議を進めていきたい。ご意見のある方、ご発言をお願いしたい。

【委員】 それでは、基本目標4に関連して、少しお考えや今後の対応について質問と、私の考え方を述べたい。

多様な主体との連携・共働による地域づくりという目標を達成するために、今のところはそれぞれの社会福祉法人やNPO、企業等を支援するという形になっているが、今回の社会福祉法の改正により、社会福祉連携推進法人という新しい法人を認めて、そこで支援をしていくというような考え方が打ち出されている。それに対応するような文言がどこかにあっ

たほうがいいのではないかというのが意見。

というのは、例えば外国人の受入れがかなり進んでいるが、こういうところの支援体制は個別の施設だけでは対応できない、個別の法人だけでは対応できないという事態が結構起きていると思う。あるいは、デジタル化とかロボットの導入というところは個別の介護施設では対応できないということがあるし、それぞれの地域の中でそういうことについて考えているような人たちへの対応というのは、現在対応できるような姿にはなっていない。

こういったことに新しく取り組むとなると、どうしても社会福祉法人、NPO、民間企業が一緒になって取り組む社会福祉連携推進法人といったものの必要性はあろうかと思う。そういったことについて、すぐにやるというわけではなくて、それに対しての準備に入るといふようなところは、どこかで述べておいたほうがいいのではないかなと感じたので、その辺りについてのご意見やお考えを聞きたい。

【分科会長】 委員からご意見が出たが、委員の中で、ご意見はないか。

【委員】 委員がお話しされた内容はまさにそのとおりだと思う。特に今、基本目標4の中で多様な主体との連携・共働による地域づくりといったときに、どうしても気になるのがネットワークの強化。今、主体的には社会福祉法人、NPO、民間企業等というお話があったが、どういうふうに情報連携を取っていくのかといった情報の共有について何かもう少ししっかりとした書き込みが必要ではないか。

そして、委員からロボット化とかICTの話もあったが、御承知のように国においては様々なコロナ禍の問題で、DX——デジタルトランスフォーメーションということで、この1年間しっかりやっていくという話になっているので、やはり一つの法人、一つのNPO、一つの民間ということじゃなく、一緒になってやっていかないと、この状況には対応できない。

その中で、今回は保健福祉総合計画なので、特に大事なものは、やはりデジタル化というのはあくまで手段ということ。最終的には人間中心のデジタル化でないといけないので、デジタルでやれるものはこういうこと、人が関わらないといけないものはこういうことといったものを、しっかりと整理しないといけない。それを、この計画に書き込む必要がある。

かつ、デジタルでやる場合には、さっき申し上げた人間中心のデジタルの中で、最低限デジタルミニマムについて配慮が必要。例えばそのデジタル化の恩恵をしっかりと享受すべき方は当然、高齢者であり、障がい者であり、ひとり親家庭、生活困窮者、また先ほど言った外国人の方であったりする。そういった方たちを誰一人取り残さないようなデジタル化

を進めなければならないということを、この保健福祉という観点からしっかり書き込む必要がある。そういうことを今、委員のご意見を聞いて思ったので、このあたりはしっかり取り組んでいただきたい。

【委員】 これまでの意見に続く流れでの話だが、デジタル化というのは私ももう少し書き込むべきだという感想を持っている。40ページの4-2のところ、ICT等の先進技術の利活用ということだが、現状認識として、この分野は全世代にわたって対象にしているので、デジタル化についてこられない人をカバーするというのは当然だが、むしろ世代によってはかなり普及している状況もあるわけで、使いこなしている人向けにアプローチをしていくという視点はやはり必要ではないか。

例えばスマートフォンは世代によってはほぼ体の一部になっていて、テレビを見る、雑誌を読むだとか、人とロコミをする以上にそこから情報を得ている方は多いので、そういった使いこなし方をしている人向けに、積極的に、例えば相談を受ける窓口をデジタルのほうで対応していくとか。何かそういった工夫が必要ではないか。

それと関連して、例えば施策3-1や施策2-1に関わってくることで、全般にもわたっているが、地域コミュニティを介してとか、組織を介して個人につながっていくという書きぶりはとても多いが、個人がそこに参加したり情報収集したり自分に関わっていくという、個人に対する回路というのがあまり書かれていない。やはり地域コミュニティ、もしくは会社だったり、そういう組織に集約されてしまっていて、個人にアプローチする回路というのがない。教育でもそうだし、絆づくりもそうだが、そういった個人を意識した部分というのが必要ではないか。

社会情勢としては例えばオンラインでつながるとか、そういったものを使わないと本当に孤立してしまうという状況だし、どちらかというは今から進んでいく状況だと思うので、5年先まで考えると、そういった個人への回路をどう開発していくのか、それに対するICTを。しかも、4-1のところ、先端技術と書いてあるが、必ずしも先端の技術だけじゃなく、既に生活にいろんなインフラがある。公民館の中にもインターネットは通っているという環境がある中で、それをもっと使いこなしていく視点が必要なのではないか。

【委員】 今までの議論と少し外れるかもしれないが、全体的なコンセプトとして地域共生というキーワードを使っていて、本当に重要だと思うし、私がこの10年所属していた研究所も地域共生研究所。テーマとして地域共生と出すときには、やはり入り交じりであったり多様性というところが軸になると思う。

既存のセクターとか組織とか、あるいはテーマであったり、それをどうやって乗り越えていくのかというところが、地域分野のテーマでもある。高齢者の問題であったり、子どもの問題であったり、障がい者など、一つはそういうテーマの分野にどうやって横串を通すような場をつくっていくのかというところが、地域分野の一番重要な核になるのではないか。

そういう多様性だとか乗り越えていくところ、本当に専門家と非専門家を乗り越えたり、世代を乗り越えたり、あるいはテーマを乗り越えたり。何かそういう多様性だとか共生というのを体現した社会やまちをどのようにつくるのか、それを考えていくのが地域分野だと思う。全体として、かなりそっちには寄っているが、既存の施策のところ少し戻っている。分類していたらやはりどうしても乗り越えられないようなところが出てくるという難しいところはあるかとは思いますが、地域分野の中だから地域共生というコンセプトを大切にすれば、どうやってそうした既存の分野なり領域を越えていくか。

そういう地域の中にしても、あるいは事業者、専門家にしても、地域の中で多様な人が入り交じったり、日常的に交流の経験を通して乗り越えていくとか、そういう地域共生、入り交じるとか越えていく、何かそういうところをもう少し軸にして表現できるところがあるといいのではないか。

【委員】 少し別の話になるが、28ページの施策の2-4、見守りと災害時の助け合いというところ。この項目の丸の下から三つ目、「要配慮者については」というフレーズがあり、ここで「その健康状態などに留意し」と書いてあるが、健康状態だけではなくて、感染症対策についてもここでは触れておいたほうがよいのではないか。これは新型コロナということもあるが、それに限らず一般的な感染症対策という趣旨。

というのも、私は13年前の福岡西方沖地震の際、避難所運営に関わったことがあり、3月下旬というのに非常に寒くて、インフルエンザの流行が避難所内であった。高齢者にはタミフルを準備したというような記憶もある。今回のコロナのこともあるが、感染症対策というのも一つ大きな問題と思う。

それから、災害時は避難所への避難だけではなくて、近年の災害では車中泊とかテント泊のような避難所外避難もかなり顕在化していると思う。これは新型コロナで特に目を向けられているということもあるが、ペットと一緒に避難所には行けないから車で過ごすとか、どうしても自分の家を離れたくないと言って、電気もガスも止まっているが自宅で過ごされている高齢者がいらっしやるとか、そういうこともある。何か避難所外避難者についても必要な状況把握や支援に努めるというようなフレーズを入れてはどうか。

行政だけで全てを把握するというのは限界があると思うので、地域の方のご協力や、それこそICTを活用するという形を取って、こういう避難所外避難者の方への必要な支援が届けられたらと思う。

もう1点は、33ページの施策3-1、地域で活躍できる人づくり・福祉教育という項目。人づくりについては計画の総論でも施策の方向性の大きな柱の一つとして取り上げられていて、とても重要な点ではないかと思うし、書いてある内容については特に意見はないが、主な事業に書かれていることが、保健福祉局関係の事業だけしかないのがちょっと気がかかった。

福岡市の政策推進プランを拝見すると、地域の担い手づくり、人づくりというのは市の重点項目とされている。主な事業としてここであがっているのが、市民局と区役所で実施されているような、例えば地域デビュー応援事業や、公民館が実施している地域担い手パワーアップ事業など。ほかにも地域のデザイン学校のような事業もある。ほかの項目に掲載されているかもしれないが、この項目、人づくりのところにも、何か一つぐらいは福祉に限らない、そういう地域の担い手づくりとして実施される主な事業の掲載を検討いただけたらと思う。

【委員】 基本事例の中に先ほどから度々聞く地域共生社会という言葉が出てくるが、この地域共生社会の実現をしようとする、地域福祉推進の主体に地域住民の皆さんが位置づけられるということで、自治体本来の役割が弱まるのではないかという、地域福祉の理念そのもの、公的責任が弱まるのではないかという心配がある。

子どもは、老老介護の問題であったり、障がい児・者の親亡き後の子どもの心配など、いろいろな相談を受けることがあるが、やはり大きな課題と捉えており、家族だけでの支え合いや、自治会、ボランティア、民生委員の皆さんなどでの支え合い、助け合いだけでは限界があると思う。行政の責任や役割をはっきりと明確にした上での支え合う社会をこれからつくっていくべきだと思う。

【委員】 意見ではないが、民生委員は地域に、地域住民と一緒に生活している。今コロナ関係で自粛が続いているが、電話対応等で活動している。

その中で先日、先ほど委員から出た避難行動要支援者名簿が7月に届いている。それで三者——町内会、社会福祉協議会、民生委員、それぞれの担当者が集まってマップ作りを通して誰が誰を支援するとか、小さな地域での活動だが、そういうこともしていることを報告しておく。

【分科会長】 ありがとうございました。

 どこかのページに、段階ごとの地域コミュニティの図が書いてあったが、地域福祉が一番下のところが機能しないと上のほうに上がってこないで、本当に日頃から民生委員さんは大変努力をされて、感謝している。

【委員】 新型コロナウイルスの問題について。何人かの委員からも意見が出ていたが、今感染症対策が大きくクローズアップされている中で、困窮者支援も含めて、これからますます必要性が高まるのではないかと思う。どうしても公的な役割を発揮されないと、市民の暮らしを脅かすという、助け合いだけではどうにもならない状況が生まれてくる。もともと感染症対策は健康づくり専門分科会に該当するが、この地域の分野でも新型コロナウイルスの問題を一つの大きな項目として取り上げていくべきではないかと思うので、ぜひご検討いただきたい。

【委員】 地域福祉計画というものがどういう位置づけになるのかが変わって、福岡市の場合には保健福祉総合計画という形になっているので、上位のというか、総論のほうで扱うのか、あるいは地域分野の中で扱うのかという仕分をするのはかなり難しいところがあると思うが、お話をしている、どちらのほうに持って行って表現したらいいのかというところがあると思う。

 その中で例えば、この間にまた法律が大きく変わったのが個人情報保護法。これまでも随分言われたように、地域福祉を進めるためには個人情報の共有をしないと前に進まないのではないか。単にそれを守秘義務だけで押し切ってしまうとしかたがないという話は、現場からはたくさん出ていた。そういうことについては、この地域福祉のほうで述べたほうがいいのか、それとも、もう少し総論の辺りで述べたほうがいいのかというところが課題。その辺りも一度検討していただきたい。

 それは同時に、これから先、共生社会をつくっていくための基盤整備としても、医療・介護のデータの基盤整備を図っていかなければならない。そのビッグデータは既に出来上がっているが、ビッグデータを使って、それぞれの人々の生活に役立てて、それを利用して改善を図るところになると、個人情報保護が引っかかって前に進めないという状況が現に起こっている。そういうところをどうクリアしたらいいのかという、かなり大きな問題がある。

 今度の個人情報保護法ではそれができるような道筋を示したわけであるが、それを受けて福岡市ではどこでそれを受けるような文言として書いておくのかというのが一つの宿題

かもしれないので、その辺りを含めて検討していただければと思う。

【委員】 今、個人情報関係のお話が出て、保護法の改正を受けてどこに書き込むかということだったが、率直に申し上げて、やはり今、医療とか福祉関係の個人情報をしっかり共有して、各医療機関とか福祉サイドに情報提供できるプラットフォームというのは地域包括ケア情報プラットフォームだろうと思っており、そうするとやはり保健福祉の分野だと思ふ。

個人情報保護法の改正を受けて、他の自治体では、先ほど民生委員の方からいろんな話があったが、民生委員の方が様々やっている業務の中で、例えば、あんしん情報キットということで、高齢者の方が倒れて救急車が駆けつけたときに、ご本人が倒れていて何も分からないという場合、冷蔵庫にそういった救急キットがあつて、本人のかかりつけ医とか、どんな薬を飲んでいるとかが分かる、そういった情報がある。

また、今これだけコロナ禍で、接触しないという状況の中で時間を割くのは大変ということで、ある自治体ではこの個人情報を受けて、福岡市という地域包括ケア情報プラットフォームなどのシステムに入っているような情報をあらかじめ救急車のほうに提供していて、救急救命時間が平均的に4分短縮されたとか、そういった形の取組みも進んでいるので、こういった法律改正の内容についてはしっかり把握されたほうがいい。

それと、災害時の取組みについても、個人情報といえばマイナンバーカードが浮かぶが、マイナンバーカードを受付で提示すればご本人及び家族の情報が全て分かって、受付をわざわざ手書きしなくていいというシステムを導入している自治体もある。

そういった先進的なものは、大事な2021年から6年間の計画であり、法律改正に合ったような計画にしておかないと、非常に遅きに失すると思うので、ぜひ検討していただきたい。

【委員】 3点ある。15ページのユニバーサル都市・福岡の推進のところの赤いアンダーラインがあるところで、「年齢・性別・能力・背景などに」という文言だが、先ほどから外国人との共生の問題がかなり出てきているので、背景の中に含まれるのかもしれないが、国籍という文言も入れたほうが、外国人との共生、ユニバーサル都市・福岡の推進というのにふさわしいのではないかと思う。

2点目に、18ページの緑色のアンダーラインがあるところで、「誰もが望めば多様な経路でつながり」という、この経路がちょっと私にはよく分からなかった。先ほどからお話に上がっているように、じかにつながったり、オンラインでつながったり、いろんなつながり

方があるということなのかと思うが、この「望めば多様な経路」というところは少し分かりやすく書いていただいたほうがいいと思う。

それから3点目は、34ページ、ほかのところにも何か所か出てきているが、地域活動の促進に向けた環境整備というところで、上から2番目の②に公民館が上がっている。8ページの圏域ごとの中にも公民館が新しく書き入れてあったが、今、いろんなことに横串を刺すとか、高齢・障がい・子どもにかかわらずとか、そういうことで住民目線に立ったら公民館はすごく身近なところである。

松江市がコミュニティソーシャルワークとか地域福祉計画をつくるときは、公民館そのものを地域福祉拠点として位置づけて、何か困ったことがあったらまず公民館においでと。公民館に来たら困ったことを分類してくれて、いろんなところにつなげてあげるというような、言ってみれば総合相談窓口的な機能を持たせている。高齢者部門でも地域包括支援センターという総合相談窓口があるが、やはり障がい者でも生活困窮者でも子どもの問題でも、何かあったら公民館というふうな、この際もう少し位置づけを強化した書き方にしてはどうかというのが一つの提案。

【分科会長】 ありがとうございます。

確かに、何か困ったこととかニーズを持った方が自分で、どこの窓口に行ったら適切に自分の抱えている問題が解決できるというのを、市民のほうから選択的に適切にやるというのはなかなか難しい。やはりどこか、総合的に受け入れられるというか、受け付けてくれて、そこが物事をきれいに適切な機関に適切につないでいくということは、非常に大切なことであろうと思う。だから、どこの機関にというのを市民の責任にするのか、それとも市のほうで総合的にあんばいするところをつくるのかというのは、やはり一つ大きな課題かと思う。

【委員】 今、公民館という建物の名前が出たが、場所によっては公民館が平地にあったらいいが、山手のほうにあった場合、お年寄りには特に歩いて行けない。もし災害があった場合はそこまで行けないという、地域にふさわしくない建物もある。

私は平尾校区だが、ちょっと山手になっている。お年寄りが結構多いが、歩いてその山まで登っていくというのが非常に辛いという意見も、私の校区ではある。また、別の校区も同じような意見が出ている。

【委員】 私はバックグラウンドが保健医療なので、やはりコロナが気になるというところはあつた。今、健康づくり専門分科会にも入っているが、そちらで議論されているのはどう

ケアをするか、医療を提供するかということが中心になっている。

今、気になっているのは、感染した方への偏見だったり、保健医療従事者の子どもさんが保育園から拒否されたりするようなことが起こっていること。これはある意味、新しいマイノリティーというか、そういったことになり、施策1-2の共生の意識の醸成に関わってることか。ただ、これは全てに共通することなので、先ほどから全体、総論ではないかというご意見もある。

コロナということではなく、また新しい疾病はいくらでもこれから出てきて、そのたびにおそらく情報が……。今回、私も情報がなく、今までの病気に関してはある程度こういうことだというのが分かっているが、それが全く分からないという不安がとても大きかったと思う。やはり分かっている範囲で正しい情報をいかに届けていただくかということが鍵になると思うので、先ほどもどなたかがおっしゃっていたが、こういうソーシャルディスタンスの中で個人にどうやって正確な情報を届けていただけるのか。それは多分横串的なものかと思うので、その部分を少し強く書いていただきたい。

それと、今いくつかのマイノリティーの方の集団が出ているが、マイノリティーは状況によって変わるといって、ここも何か周知して、それに応じた対応を。だから、あまりフィックスしているとそのあたりが現実と合わないのかなと今回コロナで感じているところなので、そこをご検討いただければと、強く医療従事者としてお願いしたい。

【分科会長】 今コロナの問題で共通の市民の関心事になっていると思うが、先ほど委員がおっしゃったようにマイノリティーというのは、ある人にとって固定したものではなくて、誰でもどこかでマイノリティーになる可能性はあるというご指摘を今されたのではないかと思う。

もう一つ、コロナの問題で非常に強く思ったのだが、とにかく科学的な知見とか知識とか、治療法の確立がまだされていなかったことで、風評被害が非常に蔓延している。今までの問題を考えたら、東日本大震災のときの放射能汚染の被害の時は、うつるということが非常にたくさん言われて、全国的に法務局に人権侵害で申立てが殺到したということも考えたら、要するに風評被害。何かあったときに、うのみにしないで科学的に物事を考える、それから、先ほどからたくさんの委員がおっしゃっているように、正しい知識をきちんとお届けするということがいかに大事かといったこと。とにかく付和雷同型が非常に多い。だから、誰かが言ったら口コミで広がる。今は口コミではなくてインターネットで拡散をされると、とても大きな被害が起きてしまう。

だから、そういった誰でもなり得るかもしれないマイノリティーに対する考え方という
か対応というか、そういうことはしっかり書いたほうがいいと、私も思う。

【委員】 2点あり、一つはまず今のお話、マイノリティーのことについて。今回これが
もともと行政の計画であるので、行政がやっていくことをメインに書いていくものである
ということは性格として重々承知の上で、ただ、先ほどからマイノリティーという言い方で
言われているような、例えばLGBTであるとか、ひきこもりであるとか、鬱であるとか、
何かしら生きづらさを抱えていて、しかもそれが既存の制度の枠組みの中で、行政の支援に
までは認定されていないという、制度のはざま、隙間というところが問題化していると思う。

それを行政として、少なくともそういう問題があり、それについては行政だけでは難し
けれども、様々なセクターが連携する形で対応していこうというようなこと、制度の隙間
に対して市がどういう考えであり、そこにどういう課題があり、それに一体どんなアプロ
ーチをしていくかということ、全体の骨子案を見ながら、どこに書いてあるかを見ていたら書
いていないようで、総論のところに書いてあるかと思ったら、見当たらなかった。

もちろん中にはLGBTのお話とか外国人のお話とか、ところどころに記述はあるが、や
はり行政が自らの限界を意識した上で、できない部分が当然あって、そこにこそいろいろな難
しい問題、マイノリティーの問題だとかがあって、例えば民間のNPOとかがそういうと
ころにいち早く入って対応する。そういう状況に対して、では市はどのような支援をしていく
のか、そういうふうな市の考え方を。

ここは読む人は読んでいると思う。こういう部分をパブリックコメントで見られたとき
に、自分のことをちゃんと意識しているんだとか、自分のような存在について何か考えよ
うとしているんだなということは、やはり見る人はきちんと見ていると思うので、そういう
ふうなことを。もうここまで固まってしまっているし、地域のことではないが、でも引き受
けるとしたら地域分野じゃないかなと思う。

あともう1点は、ちょっと話が戻って、先ほど委員が33ページの施策3-1のところ
で人づくりのお話をされているときに、地域デザインの学校のことを挙げていただいたが、そ
れをやっている者としてぜひ書いてくださいと思う。一方で思うのは、この地域分野の中
で人づくりと言ったときに想定されている人のイメージが、やはり支える側の人をつくる
という文脈にどうしても見えてしまうというか、福祉を支える人をつくるというような形に
見える。

実際コミュニティデザインに関わっている立場の者として、支える人になりましよう

いうアプローチは大変難しく、やはり一人一人が、その人の持っている興味関心とかモチベーションというのがちゃんと生まれるような、モチベーションに対する働きかけというのが実際の現場でもすごく大事なポイントになっていると思う。

ちょっと話が飛ぶが、18ページ、身近な地域における絆づくりということで、地域活動への参加意識、緑の線が引かれているところについて。「誰もが望めば多様な経路でつながり、参加することのできる」と書いてあるが、恐らく行政の施策としては、参加したくなるときにはきちんと場所がありますよと、道がありますよということを行っていると思うが、一番大事なのは参加したくなる気持ちをつくること。そうしない限り、どれだけこっちが場所をつくっていても、「いや、人々の意識が低くて」のような話になってしまいそうだが、恐らくそうではなくて。

またこれも先ほどの話で、そういう問題があると捉えた上で、行政はここまではできるけれども、その先は民間の人たちと一緒にやるべきことだからというところで、初めて連携という話にもなってくるんじゃないかと思う。何かそういう見通しと、その中で行政ができることと、民間と一緒に連携しながら進めていきたいと考えること。担い手づくりという言い方もどうかと思うが、そういった地域の人たちが自分から何かやりたくなるような。

骨子で見ると、高齢者の社会参加のところは多分そういうことが考えられているのかなと思う。社会参加の促進とか就業の支援とか。だが、高齢者だけではなく、高齢者を支えるために地域に関わるわけでは必ずしもないし、そういう地域に関わっている中で知り合いができたり、顔見知りになったり、そういう中で何かあったときに声をかけたりという関係が生まれていく、恐らくそういうもの。支える役割を担って地域で生きているというわけでは必ずしもないから。

もちろん、そういうふうな役を担われている方もいらっしゃることは重々承知の上だが、より幅広い参加を募っていく上では、そういったモチベーションに対してのアプローチが大事であって、そんなところについても何かしら意識した記述があるといいと思った。

【委員】 委員のお話をお聞きしていて、同意するところがある。ちょっとかぶせた内容になるかもしれないが、意見ということで。

私も基本目標の2のところの、特に見守りというところに関心があって、やはり地域共生社会というのがこれからのキーワード、大きな鍵となっていく中で、地域共生社会というのは、障がいがあっても、認知症になっても、年老いても、その個人が主体を持ちながら地域の中で輝き続けるというか、その人らしく暮らし続けることができる社会を指し示してい

ると理解している。

そういった中で、担い手を増やしましょう、見守り者を増やしましょうというところで、ややもすると保護対象施策のような流れで、弱者を手助けしてあげようという、何か上から目線な書きぶりというのは、これがそう書かれているのかどうかというのは言わないが、感覚として困った人を助けてあげようという価値観では、共生社会そのものというのはちょっと遠のいていくような印象を持っている。

19ページの図は、これだけの多くの方々、人や場所から見守っていただいて本人は安心というところのメッセージだと思うが、果たしてどうかなという。どうでしょう、皆さん見守られたいですかというところが一つある。介護現場で私は従事しているが、介護現場で時々過ちを犯してしまうのは、見守りという名の監視を行ってしまうこと。だから、当事者の立場になったときに、そこまでして見守られたいですかといったら、実はそうじゃない現実もあるかと思う。ただ、この図は社会から孤立させないというメッセージだと思っているので、それは重要だと思うが、そのあたりのノウハウというのをもうちょっと何か色づけてもいいのかなと思っている。

見守って結構だが、見守った後、その人が地域の中で主体性を持って暮らし続けられるようなものがあればいいと思う。この真ん中のところに、別の場面では主体的に地域福祉活動に参加とあるが、私自身はもうちょっと大きく表現していてもいいと思う。

社会的マイノリティーという話も出ているが、これから高齢社会を考えたときには、高齢者が増えていくということ、イコール認知症の方も増えていくという、認知症社会といっても過言ではない社会がもう、すぐそこに来ているわけであり、そういった方々を保護対象としていくんじゃなくて、それらの方々が地域の中で輝き続けられる社会というものをデザインしていく、そういう政策のようものが考えられればいいと思う。

【委員】 地域には様々な人が一緒に暮らしている。その一人一人が多様性を認め合い、人が人として大事にされながら、その人らしく生きていける。そのことを保障し合うために地域共生というものがあるだろうと思う。

その中でも様々な問題、課題が地域の中にある。その問題や課題を解決するための連携ということだと思う。なので、地域連携、地域共生、様々な分野を越えての連携、共働という、その考え方を、じゃあ具体的にどのようにしていくのかということが、いま一つ見えないなという感じがする。

私は子どもの分野で様々な子どもの課題に取り組むNPOや個人のネットワークをつく

ってきた。そのネットワークが生かされるのはどういうときかという、二つあると私は思っている。

一つは、そのことによって問題解決が図られるということ。課題によってどういうリソースがつながれば一番有効なのかというつながり方を考える必要がある。有効なつながり方をするによって、問題解決が図られるので、抽象的な意味でのつながり、ネットワークではないということだと思う。

そのことがうまくいくためには、必ずリーダー、またはセンター的な機能が必要とされている。何のためのネットワークなのか、課題解決をするためにどういうやり方が有効なのかを明確にして進めるためには、センター的な機能が必要だと思う。そのあたりも地域の中で、例えば50ページの図を見ると、こういうリソースがつながればいいというイメージとしてはよく分かるが、それを有効に働かせるための方法がもう一つ見ればいいなと思っている。

誰がリーダーシップを取って、課題解決を図るためのネットワークや連携体制をつくっていくのかというような具体的なことがあって、一人一人が大事にされ、このまちに生きていてよかったという地域が作れるのではないかと思うので、そのあたりの具体的なイメージが持てるような議論が欲しい。

【分科会長】 ありがとうございます。

例えば50ページの図を見ると、私は高齢者分野とか障がい者分野の仕事が非常に多いので思うが、図に表したらこうしかなかなか書けない。でも、この図から本当に読み取らないといけないのは、例えばその地域の地域包括支援センターと、同じ地域を管轄している障がい者基幹相談支援センターの、今リーダーというふうに言われたが、私はリーダーに必ずしも限らないかもしれないと思いながら話を聞いていたが、この2つがいわゆる顔の見える関係に、そこのセクションにいる人が顔の見える関係になっているということが、物事を解決していくときに非常に有効に働くと思う。

ここに子育てもあるし、生活自立支援センターもあるし、今地域で暮らしているご家族を見てみると、大変いろんな課題を複合的に持っている。それが絡み合って非常に難しい問題になっているというようなことが大変多いので、多機関共働の機能強化というのは非常に重要。図にはこういうふうにしかなかなか表せないとは思いますが、その中身をしっかりと詰めていく、そのためには機関同士、担当者同士の密接な連携というのが日頃からできていることが大変必要じゃないかと思う。

それから、ずっと委員の皆様方から出てきているが、地域で見守りとかいろんなことをしていくときに、例えば小地域で考えたときには、この小地域に住んでいらっしゃる人と人との、難しい専門的なことは必要ないが、素朴な連帯感というのがやはりベースにあることが、その後の専門的な課題解決とか何かをしていこうと思ったときに、非常にうまく小地域の方が機能されるという感想を持っている。

なので、さっきも申し上げたように、図の下のほうの、隣近所、両隣、そんなところが人と人との素朴な連帯感が誰ともできているという社会が、結局は地域共生社会を下支えすることになるんじゃないかと思う。

【委員】 リーダーという言葉はふさわしくないかもしれない。推進役か。先ほど公民館というお話が出て、そこが何かセンター的な役割が持てるんじゃないかというようなお話もあったが、言ってみれば、地域の課題を包括的に相談できるセンター的な役割を担うところを、公的な拠点として置いておくことはできないものだろうかと思った。

みんな素朴な気持ちで譲り合って共生し合いましょうというのは、それはいいと思うが、ここでは市の方針、計画をつくろうとしているわけなので、何かそういう、地域の連携を推進するための仕組みができないものかと考えるが、その辺りはいかがか。

【委員】 その点が、冒頭に私のほうから提起した社会福祉連携推進法人という組織。これは既存の社会福祉法人、NPO、あるいは民間企業、そういったものが会員となってつくる法人。その法人が受ける事業というのが、そういう断らない相談事業ということで、どうということであってもいいから、まずはそこに相談に行くという事業。

これが今の行政の官僚制機構の中ではできないこと。これは民間側で新たな公共としてやらないと前に進まないということが分かって、そういう法人の提案があっている。だから、これが実際に動き出すということがあれば、今の問題提起、誰がその推進役になるのかという姿が見えてくるのではないかと思っている。

【委員】 公民館という言葉がどんどん出てきているので、一言だけ。

公民館の機能を強化して、何でも公民館に持って行ったら大丈夫だというような公民館をつくれればいいが、現実的な問題としてそれは難しいと思う。福岡市の公民館は小学校区ごとに全部ある。多少の相談機能、例えば高齢者の方が相談に見えられるときに、いきいきセンターとつなぐとか、そういう形はやっているが、どんなものでも公民館に行ったら間に合うという形ではない。

この環境整備のところで公民館がやれることは、情報を発信する、それから今言ったよう

な、たまにお見えになるような方々と外をつなぐとか、それから地域コミュニティのための学習会をすとか、やはりその程度なので、強化されるとすればいいと思うが、現実はこちらに書いてあるぐらいかと思う。

【分科会長】 ありがとうございます。

もう大分ご意見が委員さんからいろいろ出たが、この意見の中で本日の時点で行政としてこのようなことは少なくとも言えそうだというようなことがあれば、聞きたい。結構重たい課題がたくさんあるので。

【事務局】 かなり多岐にわたるご意見をいただいた。連携福祉法人、デジタル化、デジタルディバイド、ICT、地域共生社会の実現に向けた他分野との連携方策、また、計画案に盛り込まれていない最近の問題として、感染症、特にコロナウイルスの関係と避難所との関係など。さらには、個人情報保護、偏見や差別の是正、多様性を認め合う社会、制度のはざまの問題、見守られた方がその後主体的にどう暮らし続けていくのかということなど、本当に多岐にわたるご意見をいただいているかと思う。いただいたご意見については、しっかりと検討していく。

なお、総論をご審議いただいた時とは社会情勢が変わっているもの、例えば新型コロナウイルスや、法改正があった個人情報保護、連携福祉法人などは、総論を担当している部署とも話し、地域分野に入れるべきなのか総論に入れるべきなのか、協議したい。

また、多分野の相談、はざまの相談を受ける体制、図としてはこういう図しかないのではないかと分科会長からもおっしゃっていただいたが、より具体的に分かるような書きぶりについて、しっかり検討したい。

今日いただいた意見については、どれも非常に素晴らしい参考にすべき意見だと思っているので、しっかり反映させていきたいと思っている。

【分科会長】 大分ご意見いただいたが、その他にご意見はあるか。

【委員】 片仮名言葉とかアルファベット表記の文字が結構沢山ある。それで、分からないと思うことがあるので、一つだけ教えてもらいたい。勉強不足で申し訳ないが、国連サミットで採択された持続可能な開発目標を実施のところで、SDGsという書き方だが、具体的にどういうことなのかと思う。

【分科会長】 ありがとうございます。これは事務局からお答えいただきたい。

【事務局】 エスディーゼーズと読むが、これは国連で採択されている持続可能な開発目標。おっしゃるとおり横文字などについては、一般の方にも広くこの計画は浸透させていく必

要があるので、専門用語については、全て※印で注釈を記載していくようにしたい。

【委員】 ちなみに、どのようなものか。

【事務局】 国連で持続可能な開発のための17の目標が定められている。

【委員】 デジタル化のところで、誤解があったらいけないので念のためにご説明したい。

人ができるものとかロボットとか、そういうITができるものという話をしたが、基本的にはハイブリッド型というふうに思っている。例えば今コロナ禍の中で、一つ例を挙げると、いろんな窓口がある中で、そこにそういうデジタル端末があると。先ほどこれからの時代は行政と個がつながる時代じゃないかと。これはもう本当にそうだと思う。間に何かが入れば入るほど感染リスクが高まるので、できれば直接伝わるというのはありかなと思う。ただ、それでもできない場合は、先ほど公民館のお話があったが、公民館を含めてそういった公的施設で、高齢者の方が行ったときに、デジタル機器があって、本来は区役所に行くが、いろんな書類を持っていろんな相談をすることが多いので、テレビで見ながら、画面を見ながら、いろいろ窓口で相談に乗っていただくと、子育ても高齢者の方も、いろんな福祉関係も、より理解が進むのかと思うので、そういった融合型、ハイブリッド型が今後コロナ禍では必要じゃないかなということ。そういった混合型がいいと思っている。

それともう一つ、いろんな話の中で参考になったと思ったのが、さっき上から目線という話があったが、私も本当に今までずっと壁にぶつかっているが、申請主義ということ。何かこちらから言わないとできないという状態なので。このコロナ禍の状態でいうと、いろんなことが申請しようと思ってもできない状況なので、どちらかというやはり今時代の要請はプッシュ型。いろんな情報をしっかりと行政が主体的に流していただくということで様々始まっていくと思うので、これからの時代は申請主義じゃなくてプッシュ型ということで。

一つキーワード的には、ハイブリッド型とプッシュ型、こういったものをぜひお願いしたい。

【委員】 ひょっとしたら障がいの分野のところで議論されていることかもしれないが、大事だと思ったので言わせてほしい。

45ページに権利擁護の話が書かれていて、そこで成年後見制度の利用促進の話があって、もちろん厚労省が進めるという話になっているが、実は自分の仕事でこのあたりのことを調べており、日弁連が成年後見制度から意思決定支援へという、新聞にも大きな報告書を出している。あの中で書かれているのは、障害者権利条約を国際的に批准したことによって、

成年後見制度にあるような代行的な意思決定、本人じゃなくて別の人が意思を決定するというあり方そのものの、強い言い方をすると違法性が問われていて、近い将来日本にはその勧告が来るだろうという話がなされている。その中で本人の意思をどういうふうに決定するのを支援していくのかという、そのパラダイム転換が求められているという議論が中で書かれている。

それは先ほど委員が認知症の話がされていたが、超高齢社会の中ではいよいよ大事になってくるポイントだと思う。先ほどモチベーションの話をしていただいたのも、ご本人はどういうことをやりたいかとか、どういうふうなことをやっていきたいと思っているかというところの、あるときある段階で「どれにしますか、A、B、Cのメニューを選んでください」という支援ではなくて、もっとプロセス的にどういうことをやりたいのかということを経営的に支援していくあり方自体というのは、実はこの成年後見制度の話だけではなくて、高齢者のみならず、障がい者のみならず、幅広いところでも求められる話でもある。

この計画は6年間の計画であり、6年たっている間にそういう勧告が来て、国の方針が変わるようなことがもしあれば、意思決定支援の話はもう既に様々なところで議論されているお話だとも思うので、そういったところも支援というか、意識みたいなものもどこかにあるといいのではないかと思った。

【分科会長】 ありがとうございました。

日弁連も、日本社会福祉会も意思決定支援のガイドラインを出しており、従来の代理権で代行型で本人を支援するというあり方について、これは障害者権利条約を批准したというところが大きなインパクトになっているが、これは大きな議論としてある。

なので、中核機関の話が出ているが、これはやはり中心的な価値は意思決定支援ということになるだろうと思う。ただ、意思決定支援といっても、やはりそれはご本人の意思がどのようなものであったか、どのような人生を送りたいと思っていたかというのを把握していないといけない。そうすると、もう判断能力が低下された後、不十分になられた後、ご自分でそういうことをきちんと意思表示ができるかという。不十分にしかできないおそれがあるので、まさにその方をよく知っている地域の方々の、その人なりの生き方の情報提供というのが極めて大事。意思決定支援は後見人だけが努力しても成し遂げられるような簡単なものではない。そこは十分中核機関のほうでも検討が進んでいくと思う。

ほかにご意見はあるか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【分科会長】 それでは、このあたりで資料2と資料3の議論は終わりにしたいと思う。皆様、積極的なご意見、どうもありがとうございました。

本日の議事については、全て終了したいと思う。短時間だったが、的確なご意見をたくさんいただきありがとうございました。

閉会